

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年度的にかかる各地方事務所
定期監査の結果

監査公告

監査公告第八十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十六年度的にかかる各地方事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

同 角 田 健 太 郎

監査執行個所

執行年月日

岩美地方事務所	昭和二十七年十一月十八、九日
八頭 "	同 年十一月二十一、二日
気高 "	同 年十一月二十五、六日
西伯 "	同 年十二月 二、三日
日野 "	同 年十二月 五、六日
東伯 "	同 年十二月 九、十日

監査概評

県下六地方事務所の監査を執行した結果、不正不当地と認められるものなく順調に運営されていたが、事務事業が複雑多岐に亘っているため、一部にはなお不十分にして今後留意改善すべき事項が相当あり、特に昨年監査の際指摘要望した事項も改善されず放置されておる等遺憾である。

監査結果により各事務所の共通的事項を掲記すれば次のとおりである。

総務課関係

一 管下町村に対する行財政指導監査の強力実施については、毎年監査の際指摘要望しているところであるが、依然として実施町村数が尠く、将来は年間一回程度はこれを実施することが望ましい、尤も各所の内気高地方事務所は相当数実施し成果を収めている。

二 町村合併については、各所ともそれぞれ施策をめぐらしその促進に努めているが、各地方の特殊事情もあり全般的に見て必ずしも進捗状況は良好とは云えない。なお、これが施策に対する予算が僅少と認められるので、当局はこれが配当に努力すべきである。

三 各地方事務所管下毎に町村合併地区協議会が設置され再三協議会を開催しているも、開催のつ度経過動向その他主要なる議事の記録がしてないので、過去の経緯把握を困難にしている。会議のつ度これを記録し確認すると共に、今後対策資料とすることが肝要と認めらる。

四 国民貯蓄、消防関係事務は第一線機関である地方事務所としては充分把握し、県の指導方針によるは勿論、

地方事務所自体としても自主的にこれが事務事業を推進することが肝要であるが、これがなされていないことは遺憾である。本件については過去の監査の際にも指摘して来たところであるが、この隘路として専任職員員の配置がなく、また、それぞれの経費が尠い点が挙げられるので、関係当局の配当が必要と認める。

五 各地方事務所に対する本庁よりの各種事務事業予算令達に計画性がなく執行を阻害している。即ち、事務事業に適応しない予算を配当したり、令達時期の不適當のものが多し。特に事業予算を年度末に交付する現状は予算効率を著しく低下させ、延いては不正支出の幣を生ずる惧れもあるので善処を望む。

六 購入伺、支出伺で事前に伺っていないもの、又、申訳的に伺を作成し間に合はせているものがあるが、これ等は予算無視の執行となり、一面支出超過の危険性もある。又、支払の際伺科目を変更したり流用又は分割払をしている。絶えず予算残を検討し計画執行に留意すべきである。

福祉課関係

一 当課所管業務である社会福祉三法に基づく諸事業の円滑なる運営を図るため、外郭団体として社会福祉協議会が発足し、諸事業の推進母体となつており、これが機構としても一応整い協議会の活潑なる活動により救済される面も尠からず喜びに堪えないが、而しこれが経費は何分にも零細なる寄附金等により事業を実施している関係上困難の面が伺はれるので、主管当局としては何とか財政的援助をなし一層活潑なる事業の振興をなさしめることが肝要と認めた。

二 民生委員の質的向上については福祉三法に基づく講習会、講演会等を実施し、社会福祉のため積極的なる協力機関となるよう配当が望ましい。又、民生委員たるものは児童委員も兼ねることとなつていながらも拘らず、児童関係についてはあまり熱意がないようであるのでこれについても再教育が肝要と認む。

三 生活保護給与金支給認定は郡内はもとより県下一律の認定をなすべきであつて郡によりそれぞれ異なる認

定をなし矛盾を生ずるような支給をなさざるよう留意すべきである。特に収入認定に当つては収入証明確保できるものは洩れなく徴し異議申立があつた場合と雖も確固たる資料により納得しうるよう万全の措置を講じておくべきである。

四 母子福祉事業については昨年の監査以来相当活潑なる活動がなされているようであるが、相談員一名を以ては広範なる地域を掌理する関係上事務的に処理されている感がうかがわれた。(東旧地方事務所は良好) 例えば、母子家庭の実態調査にしても調査カードの集積に終り逐次変化する実態の把握が不十分である。従つて毎月提出せしめる市町村報告も詳細に実情を記入せしめそのつ度調査カードの手入により、その状況を常に把握し母子相談の基盤となすべきである。また相談事項解決等の記入整理により始めて万全を期せられるのであつて今後これらにつき研究を望む。尙、八頭地方事務所においては調査(相談)カードの作成がなされていないので早急調整すべきである。

五 国民健康保険の運営状況を見ると一部事務組合を含め県下漸く六九組合活動しており、大半は休止の状態、国民健康保険法の趣旨からして甚だ遺憾である。健康保険発足当時は全市町村とも運営されていたのであるが、最近診療料金回収困難等のため経営に支障を來し休止のじむなきに至つたものであり、制度そのものに對する県民の認識は大体普及されており、たゞ休止市町村当局が再建整備した後果して円滑なる運営ができて得るか否かを躊躇している状況であるので、当局はこれが根本的な対策を講じ齊しく県民が本制度を利出を得るよう努力すべきである。

経済課関係
一 各所とも経済関係各種手数料の処理は良好と言えない。即ち、手数料を申請書と同時に現金受領し仮領收書を係員が発行、長期間手持保管し(一ヶ月〜二ヶ月)財務課に調定依頼の上払込んでゐる。手持期間が長いと間違ひともなるので改善されたい。(岩美地方事務所は調定依頼は後日となつてゐるが現金は早期

引継している)

二 産業用火薬類の譲受け使用等許可は最近地方事務所長に委譲したようであるが、火薬類十三疋、爆薬五疋以内と云うような委譲方をし、打上げ花火は全部本庁許可であり、しかも実地指導は地方事務所が行つてゐる等事務能率からして総てを委譲するが適当と認められる。一方許可証使用済の際は発行者に返付せしめるようになつてゐるが、殆んど未回収のようであるので回収に努め事故防止に努められたい。

三 各事務所とも觀光事業、中小企業振興等の啓蒙指導は名目的に過ぎず、何ら見るべきものがない。即ち、各事務所とも専任職員なく本庁も地方事務所に対しては何等指示もせず、また経費も配当してゐない。折角委譲した事でもあり再考を望む。

四 農業協同組合、農業共済組合の常例監査を施行しているが、その結果についての指示はその場で行つても後日書面指示がされてゐない。結果を再確認すると共に不備訂正改善の励行等を促がすためにも正式に

書面指示が必要と思う。又、地方事務所としても各組別の検査台帳の如きものを設け所定の主要事項を記録しておき後日の参考に資することが肝要と認める。

五 農務関係経費はそれぞれの事務事業量に適応した予算が配付されてないので総合経理を余儀なくしているが、事務事業の効率執行をせしめるためにも夫々早期に適応の予算配付が必要と認める。

六 仔畜生産検査手数料の県金庫への払込みが検査後二、三ヶ月遅延している。尤も畜連よりの払込が遅れた、めめのようなものであるが、検査終了後早急に引継払込するよう改善すべきである。又、代理徴収をなした畜産組合に對し請求書を発行し徴収するのであるが、畜産組合の資料のみによる傾向があるので留意すべきである。

七 耕地事業は二十三年災害復旧耕地事業を始め、各年災害および積雪寒冷単作地振興事業、県営冷水温障害防止事業ならびに県単独事業である農業水利改良事業、積雪土地改良事業等実施しているが、積雪寒冷単作地帯振興事業は二十六年度後半に立法化された関係と

事業振興手続の煩雜なる点において事業の推進を相当阻害してゐたようである。且つ又、必要欠くべからざる山間避地が法の枠内にはまらず見送りとなつてゐるのも遺憾とするところであるが、これが対策として県単独事業の積雪寒冷単作地帯振興、土地改良事業を取上げてゐることは結構なことである。然し乍ら単業は年度末において予算化された関係で事務執行上に矛盾を生じてゐる点も窺はれたので早期に予算化し完全なる処理を爲すべきである。また、耕地事業は補助事業が多いにも拘らず第一線機關の指導監督に當る職員が不足し設計及び一般事務に追はれており現場の指導監督に十分なる措置が至難のようであるので当局の考究を望む。尙、事業並びに職員の状態を示せば左記の通りである。

尙 收入済額の六割余りを所員徴収に委ねているが、これが原因は経済事情のため或いは納税思想の不振によるものであり、己むを得ない事情と思われるも今後

昭和二十六年 度滞納額・整理状況調

事務所名	滞納額		滞納額・整理状況		徴収整理状況	件数	所員徴収額	納定額に収入済額に對する滞対する所員徴収の比	所員徴収の順位
	件数	金額	件数	金額					
岩美	1,658	6,834,055.00	95	2,039,666.00	1,763	4,230,000.00	76.4%	50.5%	5
八頭	4,071	19,633,600.10	1,336	5,707,897.00	3,734	12,925,703.00	77.3%	55.7%	3
気高	2,555	11,340,649.10	784	6,358,666.30	1,771	5,091,380.00	89.0%	40.3%	6
東伯	1,596	8,474,336.51	413	1,804,447.00	7,664	5,670,889.61	95.7%	72.8%	1
西伯	10,048	37,400,096.36	1,800	10,110,444.41	5,300	31,035,911.00	90.5%	62.3%	2
日野	2,055	10,075,351.00	559	3,263,150.00	1,496	6,011,757.00	81.8%	51.0%	4
計	36,733	166,893,556.14	8,759	45,774,753.11	33,335	104,436,090.31	89.7%	62.7%	

二 第一種事業税の課税に当り總体的に見て戸別調査が十分に行はれていないものがあり、爲めに事業所得中に勤労所得額が含まれ課税標準となつてゐるものがある

る等、その他誤謬により賦課額に訂正減額しているものも見られたので、個々の事業所得調査は実態を把握し厳格に行うよう留意すべきである。

三 法人事業税は各種税目中の主要税源となつてゐるが、法人を対象とする課税上の認定調査その他に格別専門知識と経験が肝要と認める。これに対し各事務所担任者は相当研究し遺漏なきを期してゐるが未だ十分とは云えないものがある(八頭は概ね良好)これが担任者に対する研修を爲すと共に、この面に対する有能者が担当せしめ税源の確固把握に遺漏なきを期するところが緊要と認める。

四 各税目に通することであるが、格別各種事業税の場合各管内各種調査資料を相互に交換し税源把握をすることが脱税防止と適正課税を爲す上に大切なことと考へる。又事業税の所得調査は前年の実績を以て課税標準としており、従つて、時期的に大きくズレを生ずる關係上調査過程に於て実態把握に困難が生じてゐる点に鑑み、遅くとも当該会計年度内に調査するよう改善することが良策と考えられるので、この点考究すべきものと思ふ。

五 總体的に見て遊興飲食税の検税に計画性が乏しいよ

うに見られる。又、検税結果について詳細具体的な記録がされていないので、検税簿の如きものを設け各業者の実態を把握しておき課税に対する不服申立その他の場合確信を持つて応待でき得るだけの資料とするにと留意すべきである。尙徴収状況も納入期日に相当ズレが見られ、殊に、市街形態をなしている地区の業者特に大口特別徴収義務者の納入状況が悪く、年度末から出納閉鎖期迄に集中納入される傾向にあり、果財政を大きく左右することでもあるので、これが早期納入につき強力に督促し徴税の万全を期すべく努力を望む。

六 所在不明者および一時的徴収不能者に対しては調定減額してゐたが、税法の改正により停止制度に移行されてゐるので、二十六年度内に於て減額されたものの調定復活の措置を早急にすべきである。

七 各事務所とも本税のみ完納になつたものの内、税外(督促手数料、延滞金、同加算金)の未收分は二十七年より整理のこととなつてゐるも不十分であり、

二十五年以前よりの繰越分(実際は調定していないため計算上に表れていない)は殆んど未收整理カードに依り処理しているが記録しておくべきである。

八 滞納繰越額の徴收整理は不振である。即ち、六地方事務所で二十五年以前未收繰越額一千八百三十三万二千余円に対し、一千一百三十二万二千余円収納しなお六百九十七万九千余円が繰越されている。実情は現年度分の徴收に主力を注ぎ、旧年度分は二次的になる結果のようであるが、旧年分の整理についても一層努力を望む。

九 各事務所とも前年度監査の際指摘した事項であるが、公売にかゝる滞納処分費の弁償が不十分である。尤も公売が翌年に亘るため年度内収納が不可能の場合もある。又、公売の際見積価格の算定に困惑しているようであるが、研究の上適正価格の算出を望む。

岩美地方事務所

昭和二十七年十一月十七、八日監査

監査委員 岸本政嘉
" 山上昴鏡
" 木南貞治

監査概況

総務課関係

一 二十六年度内に町村指導監督を実施したものは、管下十七ヶ町村中大岩、成器、大茅、宇倍野、面影の五ヶ村であるが、総務課主管事務の内重要事項につき今少し積極的に実施が望ましい。

二 国民貯蓄事務は町村に専任職員が置かれていない関係もあるが実情を把握しておらず、又貯蓄組合の設置台帳もなく不十分である。

三 消防事務も何等見るべきものがなく唯書類の取次程度に終っている。県の一貫した指導方針の確立していない関係もあるようだが、地方事務所として管下町村の消防組織、消防施設その他全般的運営に関する実状を把握し適正に指導する迄の態勢にありたいものである。

四 当所令達の事務事業予算は総務課に於いて掌握し、他の経済、福祉、財務の各課は正規の支出簿を持つていないため経理状況は同課に一任の形態にあるようだが、総合経理を必要とするもの以外、即ち、特定経費予算は主管課において合理的に経理し、事務事業の計画的執行に役立たすべきである。また、物品購入の際各課係の口頭要求によつて処理しているが、齟齬の防止と能率的処理方式の面から一定の要求傳票式により措置するが適当と認める。

五 経理その他一般事務の整理は大体良好と認めたが、今後左記事項につき留意されたい。

(1) 倉庫は各課が混同使用しているため乱雑を極めているので使用区分を定め整頓すべきである。

(2) 在庫消耗品の把握に努め出納簿と照合点検をなし現在数の明確を期されたい。

福祉課関係

一 当課は生活保護、身体障害者の福祉、引揚者その他生活困難者の援護等厚生係の事務を管掌しているが、

社会福祉主事その他職員の充実と相俟つて漸次適正な活動を期しつゝあり結構である。尚、市町村との事務再分配によつて第一線の保護実施機関となつたので処理に慎重を期し、従来指摘していた濫給、漏給の防止、保護の公正を図り移管後若干の減少を示している。又、法律施行の初年度のことでもあり右の点を特に重視したようであるが、今後社会福祉主事のケースワークに当つては実情の把握および指導に一層努力すると共に潜在要保護者の探究と保護実施についても積極的努力を望む。なお、当所の各福祉主事担当ケースは概ね法定数に近くその活動も比較的順調と認めた。

二 管内授産施設は、浦富町立授産場(傘、刺繡、製袋)及び東村立授産場(薬工品、製材)の二ヶ所であつて、これに対する経営指導助言の結果従来不振のものが相当改善されている事例があり(一人日当一五円〜二〇円程度)のものが一人日当四五円〜八〇円程度に上昇)好ましい。しかし乍らなお自力独歩には程遠く、公費扶助に依存すると云う傾向については特に留意しな

ればならないので経営指導と併せて指導されたい。

三 管内の身体障害者は三一五人と推定しているが、手帳を交付したものは一五〇人で半数にも足りないので善処を望む。又、補装具は交付二九件、修理一九件であり、当所が現品取継をしているが(経費は本庁経理)発注後未完成のものがあり、又、長期間未処理のものがあるのは遺憾である。最もこれは本庁及び県立義肢修理所の運営に起因するので善処を望む。

四 国民健康保険制度設置町村は九ヶ町村で、休止町村は七ヶ町村ある。これが再建の啓蒙指導、趣旨普及宣傳に一層努力を望む。

経済課関係

一 農務関係事務事業は概ね県の企画指導方法に順応し、当所が自主的に執行していることは他の係とは異なり眞に結構と認める。

二 食糧増産施策は、当所に増産推進本部協議会を設け、当所、農業経済連支所、共済連郡市部地区普及事務所員が毎月一回会合し、増産目標とその対策方法に関し

協議し、企画推進を図っていることは結構である。

三 県、県共済連郡支部、当所の三者が協力して、管内全部の二一共済組合の事務並びに経理検査を実施して成果を収め、また、当時これ等組合の指導に当たっていることは欣びに堪えない。しかし、これに対する当所経費は僅か年額三千六百円で困惑しているので考慮されたい。

四 畜産関係の仔畜検査手数料は、毎期の検査終了後約三ヶ月程度遅れて収入されているが、この収入措置が郡畜連に非公式に委託徴収されている関係から遅延するもの、ようである。早期に収入措置を講じられたい。

五 農務関係各種経費予算は事務事業量に適應して予算合達しておらず、しかも全般的に少額に失するため総合経理を余儀なくしているが、効率を低下せしめる結果となつていようである。

六 耕地事業として各年災害復旧事業一六カ所、積雪寒冷単作地帯振興事業八ヶ所、県管冷水温障害防止施設事業二ヶ所、農業水利改良事業五ヶ所及び積雪寒冷単

作地帯振興土地改良事業二ヶ所を実施し順調に進捗しているものと認めた。しかし、県管冷水温障害防止施設事業は事情もあつてその事業の進捗も意の如くならず遅延勝ちのようであるので、早期施行につき注意すべきである。

七 耕地事業は全般的に監督指導が重点であり、励行が肝要であるが、現機構では人員の不足等に左右され不活潑不十分のようである。特に監督には嚴重なる注意を持つて遅漏なきよう期すべきである。

八 農業水利改良事業及び積雪寒冷単作地帯振興土地改良事業ともに年度末期に補助申請をなし、補助指令も年度末になり、年度区分に矛盾を生ずるので計画的に事業を進捗せしむべきである。

九 昭和二十六年に於ける木炭検査数量は一五一、七五五俵(手数料四五五、三二五円)で、昭和二十五年度一一七、〇五六俵、昭和二十四年度六六、一八一俵に比し漸次生産率の向上を示しているが、品質、規格の点から見ると八三、二%が「こみ」「あら」等であ

り価格も低いものである。これは炭材の関係もあるが、技術指導に一層の努力を望むと共に県当局としても改良窯の普及助長に積極的配意が肝要と認める。

一〇 林道その他の森林土木事業の内工事未完了のものが極めて多く、且つ監督の不十分な点が認められる。これは当所に限らず全般的な傾向でもあり予算措置の時期が遅れたこと、権限委譲に反し職員経費は何等措置していない等矛盾した結果となつているので、県に於いてこれ等の点につき更に検討を加え、本庁、出先機関の事務及び職員の再配分をなす等根本的措置対策を望む。

一一 私有林造林事業は係員検査の結果、二十六年度として一九四町五反歩に対し補助金を交付しているが、この外に一〇五町七反は適格と認め乍ら予算の関係で翌年廻しとし係員限りで保留しているが、年度内補助金と翌年度廻し分の決定の根拠が明白でなく、又、上司の正規決裁を経て処理すべきである。今後厳に留意されたい。

二 農地の交換分合は土地改良事業或いは区画整理事業と併せて行はなければ実施は困難な実情にあるが、昭和二十六年度として大岩村に於て一五町五反歩、関係戸数一九八戸を実施している。今後とも強力な指導助言を行い益々成果を挙げるよう要望する。

三 総務課の項で指摘した如く、当課で特定経費予算の經理をしていないが、事務事業の計画的適正執行するために予算經理をしその効率を図るべきである。

財務課関係

一 第一種事業税の賦課のための個人別調査は今少し詳細にし、調査簿は具体的に記入するよう留意されたい。本年度は再調査申請並びにこれに基く減額が激減してゐることは一応適正課税と認められ欣ばしいことである。

二 遊興飲食税の検税検査は地理的に困難の点は認めるが、実施回数が多い。しかも、海水浴場等の臨時開設の施設に対しては嚴重に実施しているものと認められた。尚、実施した場合は検税検査簿の如きものを設け具体

的詳細に記録することが望ましい。

三 地方事務所にかゝる収入事務は当課が掌理しており適正と認められたが、次の点今後留意されたい。

(1) 公売処分による代金を収納する際一時保管しているが外現金委託し振替により払込むべきである。

八頭地方事務所

昭和二十七年十一月二十一、二日監査

監査委員 岸本 政嘉

〃 山上 聆鏡

〃 木南 貞治

監査概況

総務課関係

一 管下二五ヶ町村指導監査実施町村は僅か国中、中私都、河原の三ヶ町村にして他の事務所のそれに比べ実施努力の足りない憾みがある。当所には独自に自治振興係を設置している点から云つても今少し強力にこれが実施が望ましい。なお、実施結果についての復命並

びに当該町村への書面指示の措置も不充分であるので今後嚴格に処理すべきである。

二 管下町村合併には格別の努力が払われており郡審議会立案の八ヶ町村の実現に強力な運動を実施し先に船岡町、大伊村、隼村の合併に成功実施に移されていることは欣ばしい。また、合併に伴う各町村の行財政調査を行うと共に指導監査を併せて行つてゐることは経費の点からしても結構と認めた。しかし、現在迄に二二ヶ町村の基本実態調査を完了し智頭町、山郷村のみを残しているが(町村合併委員会および連合委員会も未設置)これ等についても早急に調査すると共に委員会等の設置促進を図るべきである。

三 町村合併郡審議会は一月二十三日第一回を開会、二十六年度内に二回を開催している。また、管下町村民え合併促進に関してパンフレット・リーフレットを配付し啓蒙宣傳を図つてゐることは結構である。しかし、各地区別の協議会、懇談会等の経過情勢等が充分把握されていない憾みがあるので地区別各会合のある場合

その動向その他主なる経過事項を各ブロック別に一貫的に記録し再確認すると共に合併促進に役立たせることが緊要と認める。

四 当所企画として管下の町村税滞納整理を企図し町村税滞納一掃週間を設け各町村と協同しトラックにより啓蒙宣傳を行い中には直接町村の整理応援する等して相当の成果を挙げしめられているが滞納額に対しこれにより納入した比率は最低二一パーセントより一〇〇パーセントの好成績を収めていることは新企画として推奨に価するものが認められる。

五 当事務所総体の方針、企画、運営、連絡協調を図る目的をもつて二十七年六月より所長以下各課係長の会議を設けその円滑なる運営促進を図つてゐることは結構と認めた。しかし十月、十一月は開かずいたが中途挫折しないようにし継続開会して所管事務事業の効率を揚げるよう努力を希望する。

六 当所定員中に傭人一名あり小使の傭人が予定されているも現在欠員となつてゐるが本庁と折衝して早急こ

れを雇傭し庁舎の清掃等に当らしめるべきである。当所庁舎は老朽建物の上に十指を屈する各種官公署、団体が雑居している関係もあつて余り清潔とは云えないので庁舎内外の清掃には一層配意が望ましい。

七 各種予算上の経費支出は各課とも事務形式的に稟伺しているものが見られるので事務事業の執行計画と共に事前に経伺せしめ主任県出納員はこれを合議検閲して支出の適正合理化を図ることに留意すべきである。

八 会計経理その他一般事務の処理状況は概ね適正に執行されているが物品会計について今後左記事項に留意された。

(1) 物品の購入に当つては見積書を徴すべきである。特に印刷物、備品類、諸種燃料等についてはその数量によつては競争入札に付することが経費の節減上必要である。

(2) 納入物品についてはでき得る限り納品書または送り状を徴すようにされた。

経済課関係

一 農業振興、食糧増産関係の事務事業の策定推進については当事務所を中心に地区農業改良普及事務所、経済連支所、農業共済組合支部の各職員が例月合同会議を設け共同して実施しており円滑化、効率化に努めていることは結構と認めた、しかし会議の結果についての要点をプリントしてそれぞれ配付し再確認すると共に強力に実施に移すよう配意が肝要と認める。

二 他所と同様の事柄に属するが農業関係経費は事務事業量に適応した予算配当がないため総合経理を余儀なくしている。殊に比較的潤沢に配付されている食糧需給調整費に依存の実態にあるが本庁の予算配付について再検討すべきものが認められる。

三 管下農業共済組合の総合指導と定期の一般事務並びに経理事務の指導監査は二九の全組合を郡支部職員の協力を得て実施し成果を収めていることは結構と認められた。地方事務所には農業共済組合の指導専任職員の配置がないため一般農務関係職員を融通しこれに当らせているので当関係局の配意をのぞみたる。

四 産米改良については郡内の全稲摺機械器具の診断を実施稲摺技術の指導講習会開催、産米改良優良町村部落の表彰等々施策を実施し実効を挙げつゝあることは欣ばしい。また、二五ヶ町村の管理米台帳の整備指導監査も実施しその適正を期している。

五 農業協同組合の常例検査は県と共同して管下単位組合連合会合して三八組合中八組合の指導並びに検査を実施しているに過ぎないが法的に云つても今少し多くこれを実施し農協組合運営の合理化、適正化に資すべきである。

六 自家用林に指定された林地については所有者において標識を建てることになつては実行が放漫であるので経営指導の際を利用して設立を促がすようにされたい。なお、保安林の名義変更、編入等の異動に係る記録が不十分であるので台帳を備付け整理されたい。

七 農業経営合理化の一環である農地の交換分合については山間地帯であるため相当困難を伴うものと思われたが促進会を数回に亘り開催し強力なる指導を行つた

結果三ヶ町村三十九町三反歩の実施を見ていることは欣ばしい。なお、最近所有権の移転が漸増の傾向にあるが移転に際しては嚴重なる現地調査を行うよう要望する。

福祉課関係

一 母子家庭の救済並びに母子会育成のためにその実態を詳細に把握することが肝要であるにも拘らず郡内母子家庭の実態調査が不十分のよう見受けられた。速かに所定の調査用紙により調査を爲し実態を把握し対処すべきであらう。

二 身体障害者に対する手帳の交付状況は該当予定数の約半数である二五八名に対し交付されているが(現在手帳交付申請中のも五名)残余の該当者については努めて趣旨の普及徹底を図ると共に身体障害者の実態を把握し万全なる措置を講ずべきであり一層の努力を望む。

三 本郡の国民健康保険実施状況は漸く八ヶ町村が運営している程度で甚だ不振である。町村長の認識にもよ

るが町村指導者の協力が肝要と認めるので今一層努力を切望する。

四 当所長が寮長となつてゐる八頭厚生寮は現在保護家庭一〇世帯三八人を收容してゐるが定員一四世帯五〇人であるにも拘らず設備が不備のため充実にきず共同炊事場、給水設備、浴場および便所とも必要に迫られてゐる。また、火災防止からして炊事場の設置は急務と認める。

財務課関係

一 第一種事業税の再調査による減額訂正件数は前年度に比べ減少してゐることは結構であるが減額訂正したものの殆んど全部が本人の再調査申請並びに反証資料なくして減額されており且つ減額上の計数的基礎の不確かと認められるものも散見されたので今後このような事のないよう留意すべきである。なお、誤謬訂正請求書に所課長印の捺印ないものが散見されたので注意を要する。

二 法人事業税は現在郡内に本社(本店)を有するもの

九〇社支店又は出張所一〇社であり二十七年八月末現在未決定延件数(事業年度)一般法人九五件(六三社)特別法人六件(四組合)あるが当所の法人事業税課税は調査技術において極めて厳密適確に賦課されてゐるものと認めた。しかし未決分について督促して結果措置を急ぐべきである。

三 遊興飲食税の検税は地理的關係もあるが、あまり充分とは言えないので計画的に実施しその結果を具體的詳細に検税実施簿の如きものに記録しておくことが緊要と認める。また、収納状況は時期的にズレ兎角年度末から出納閉鎖期に亘る間に集中納入されており特に飲食業者の集団地区の大口納税者の納入状況が不良につきこれ等に対しては一層納入督促に努むべきである。

気高地方事務所

昭和二十七年十一月二十六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況 総務課関係

同 木南貞治

一 当所の町村指導監査は他の事務所に比べ強力に実施し、町村間に於てもその結果について歓迎されてゐるようであるが、二十六年度内の実施状況は管下二十六ヶ町村中十八ヶ町村の多くを実施し、二十七年度も現在迄に九ヶ町村を実施し成果を収めてゐる。実施結果については復命書も厳格に作成し、又、当該町村え夫々書面指示をして整理せしめてゐる等その措置は良好と認めた。

二 管下町村合併の促進については山西、山東、東部十三ヶ町村(鳥取市に合併)の三地区合併を目標に推進し、未だ何れも成功を見てゐないが、東部十三ヶ町村の鳥取市合併については難行過程にあるも山西、山東地区は着々と促進されてゐるようである。合併機運の醸成と町村民の啓蒙を促すためパンフレット・リーフレットの外に管下各駅にポスター趣意書の掲示、或いは

標語及び合併略図入りの団扇を作成配付する等して努力し効果あらしめてゐることは本所の特色として推賞に値するものである。

三 郡の町村合併促進審議会は二十六年十二月二十四日第一回を開催してより二十六年度内に三回現在迄に七回を数えその促進に努力しており、又、各ブロック別協議会の設置も山東地区二十七年八月十八日、山西地区同八月十九日、東部地区九月五日に夫々設置し、当所主催にてこれが地区別協議会を現在迄三回乃至四回開催してゐることは他郡を凌ぐ活躍振りである。しかし一貫的経過動向を把握するためにそのつ度主要事項を記録し、今後の推進資料とすることが肝要と認めた。

四 町村自治の向上と事務の適正処理を主眼に本所と郡町村長会事務局と協力して監査委員の講習、収入役の講習会、互審会(地区別)等を開催して推進向上に實効を収めてゐることは結構と認めた。又、町村税滞納整理の推進策として各町村と協力し町村税滞納一掃週間を設け八頭郡と相呼応して滞納整理に努力し成果を

挙げていることは特筆すべき施策と認めた。

五 特殊経費特に諸会議懇談会等の爲めの食糧費支出に際し、物品購入修繕簿により事後伺の上支出しているが事前に具体的詳細に稟伺の上計画的に支出すべきである。他課所管の場合は主任出納員に合議せしめ検閲し適正支出に留意すべきである。

六 貯蓄組合の状況把握が不充分につき町村、学校、青年団、婦人会等の団体より随時資料を提出せしめ、これを記録し現況把握すると共に勸奨督促する等して貯蓄の向上に努力することが肝要と認められた。尙、これに対する経費予算増配方につき県主務課は配意すべきである。

福祉課関係

一 身体障害者に対する福祉業務については、本人の申請を俟つて救済事業を行うと云つた消極的のようであるが、数多くの障害者の中には法の趣旨を周知していないものもあると思われるのでケース・ワーク巡回の際を利用して、該当の発見に努め一人でも多く恩恵

に浴せしめるよう留意されたい。

二 当所管内の国民健康保険状況は活潑に活動されており二十六ヶ町村の中十九ヶ町村が活動をなし七ヶ町村が休止の状態であるが、県下全般的に見て本郡は啓蒙指導が徹底している事も町村当事者の認識によるものであり結構である。尙今後休止町村の復活について一段と努力を望む。

経済課関係

一 町村農業協同組合の常例的指導並びに会計検査は全面的に実施しておらず、管下二十五組合中八組合を県主務課と協同して実施しているに過ぎないので、法的に見ても今少し多くの組合指導監査実施が希望しい。

二 農業共済組合の常例検査は二十五組合、全組合を果並びに共済連郡支部職員と協同して実施し成果を収めていることは結構である。しかし検査結果の指示はその場で行つているが更に書面指示により再確認せしめ夫々是正整備せしめることが緊要である。

三 各農業協同組合とか共済組合の常例的或いは随時の

検査を執行した場合所定事項を記録すべき検査台帳の如きものを備付け検査結果状況の把握と事後の参考に資することが肝要と思われるので考究を望む。

四 農業災害補償のための損害評価に当つては、評価委員及び町村係員のみ委せているようであるが、これが公正を期する上から謂つても当所担当係員も立会うことが必要と認める。

五 食糧増産等主要なる農業振興施策については、本庁主管課の企画及び指導方針の下に、現地に即応した事務事業を執行しているが、特に持用作物として郡内砂丘地に生産を目論見、ラッキウ種苗一町歩の採種圃を設ける等新企画を試みつつあることは特筆いたしたい。

六 当所管内の特産である和紙は全国的に有名な優良品であり、これが振興策を樹立すべく和紙工業振興協議会を結成しているが、実質的指導は本庁主務課に於て実施し、当所としては経費もないので何ら企業の指導もできない。又貿易、観光事業とも本庁実施で結果通知もなく内容も承知していないので連絡不充分のようだ、

再検討を望む。

七 中小家畜、中綿羊の増殖については果畜産課並びに浜村加工所と連絡を密にし、人工授精を行い或いは優秀なる種牡綿羊の購入斡旋等を行い農家経営の合理化を図つて、今後一層の努力と啓蒙指導を望む。

八 仔畜生産検査後これが手数料の果金庫に対する払込が二ヶ月程度遅れているので早急払込みするよう改善すべきである。取扱方法として数日乃至一週間に亘る検査の区切毎に財務課に仮渡して置き後日一括取纏め測定依頼する方法をとつているため遅れる原因となつているようであるが、財務課に現金引継のつ、度正規の測定依頼をして果金庫に対する払込を迅速適確にするべきものと認める。

九 果森連を経由して提出される民有林造林補助に関する一連の關係書類の内不突合のものが散見されたので受理に際しては嚴重なる審査を爲し不備の個所については究明すべきである。尙、これら一貫した書類の編綴がずさんであつたので今後改善されたい。

一〇 狩獵免許等手数料を長期に亘つて係員が手持保管しているが、これはそのつ度財務課に調定依頼すべきである。

一一 家畜商登録事務は当所経由進達しているが手数料本庁は畜産係員に取次ぎ手交しているも何ら受渡の記録もなく受領印も徴していないのでこの点責任を明確にして置くべきである。又、所要事項を記載した家畜商登録台帳を備付けて置くことが肝要である。

一二 当所の耕地事業は二十三年水害復旧七ヶ所、二十四年水害六ヶ所、二十五年水害二十一ヶ所、二十六年水害五ヶ所及び積雪寒冷単作地帯振興事業十ヶ所並びに単独果費事業として小規模土地改良事業十ヶ所、積雪土地改良事業一ヶ所計六十ヶ所の農業土木事業を概め順調に施工しているものと認めた。

財務課関係

一 第一種事業税の賦課については資料調査、基準調査、権衡調査と国税所得税の課税標準によるところの調査が多く個々の戸別調査が不充分と認める。又、他所の

状況に比べ再調査申請件数及び減額件数が比較的多く見られるので前記の調査の外に個々の調査を厳密にし適正課税に一層努力を希む。なお、戸別調査に当り事業所得調査簿の記載事項についても詳細記入することに留意すべきである。

二 法人事業税の対象となる管内の法人数は現在営業中のものが(本、支店を含む)一七社あり二十七年十一月現在課税未決件数延三三件(事業年度)あるが過去の課税処理状況は余り良好と認められないので申告の督促をすると共に積極的に調査を行い処理の迅速に努めることが緊要と認める。

三 遊興飲食税特別徴収義務者は六〇名あるが納入が期間的にズレており殊に大口の多くが年度末から出納閉鎖期に納入されているのでこれが申告納入と早期納入の督促に一層努めが緊要と認める。又、検税も計画的に実施すると共にその結果は具体的詳細に簿冊を設け記録して置くことに留意すべきである。

四 入場税に対する予納金はこれ迄殆んど徴していない

が臨時興行等の場合はこれを納入せしめることが妥当と認める。

五 徴収員の徴収金引継は本郡の地勢から見てそのつ度引継が出来ないこともあると思われるが庁地附近の徴収金についても手持期間が長期に亘つているので早期に主任出納員に引継をなすべきである。

西伯地方事務所

昭和二十七年十二月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

総務課関係

一 管内町村に対する財務指導監査は、町村数四十ヶ町村中二十六年において僅か上長田村外五ヶ町村を実施しているに過ぎないが、しかし実施後の復命書、当該町村への書面指示、本庁に対する結果報告等は遺漏なく処理しており極めて良好と認めた。なお二十七年

度は実施計画を樹て現在迄に八ヶ町村一事務組合を実施しているが、町村合併促進のため計画が瓦解しているようであるので今後強力に実施するよう努力を望む。

二 町村合併促進方については努力し、二十六年度内に町村合併審議会を三回開催しその成果を期しているがその議事の記録がなく、またブロック別協議会の経過動向についても記録がない。今後推進せしめる重要資料として将亦迂曲折せる経過を知悉するためにそのつ度議事録乃至は経過状況を記録し、合併促進の資とすることが緊要と認める。尙現在の一市四十ヶ町村を二市九ヶ町村に合併勧告されているが、その進展状況は他管内のそれに比し低調に陥つている憾が見られる。これは一般町村民に啓蒙宣傳施策の足りない点が指摘できる。又他面勧告より相当変動は免れない現情にある点から推して答申案に適当でなかつたものがあるではないかを更に検討すべきであろう。

三 外国人登録事務は他所に比べ相当煩瑣であるが、適確に処理し良好と認めた。又国民貯蓄事務は管内の貯

蓄組合及び貯蓄の現状把握が不十分である。この点各所とも同様であるが、少く共貯蓄組合台帳のようなものを備え現状を把握すると共に、各種団体、学校その他に呼びかけその推進を図ることが肝要と認める。

四 経理事務の処理は概ね適正にされていたが今後次の点留意されたい。

- (1) 賃金、交際費等支出何洩れのものがあった。
- (2) 各係員が果に出張の際予算令達書を直接持帰り会計係に合議を遅延しており正規受理をしていない。
- (3) 土木費賃金の支出は出面、台帳を備付け照合確認のこと。

五 物品取扱で他所と異なる点は物品出納員を任命し、保管についての責任を持たせており管理状況も概ね良好であつたが、左記の点につき注意されたい。

- (1) 物品出納簿は本年四月現在数を点検し新簿冊に記帳しているが、旧帳簿との間に数量の相違しているものがあるので、原因を究明しそれぞれの手続により整理しておくべきである。

(2) 在庫の消耗品と出納簿とは常に照合し現品の把握に努められたい。

福祉課関係

- 一 保課関係職員は社会福祉主事十五名、雇(有資格者)一名計十六名であるが、この内査察指導員二名及び身体障害者福祉司一名あるので、各生活保護世帯に対するケース・ワークに専従できる者は十三名に過ぎず、法定基準担当世帯数六五世帯以上に担当している者が八名(最高一〇三世帯)に及ぶ状況であつて他所に比し過重と認めるので再考を要する。当課は事務の公正処理に留意し、収入認定の適正化、要保護者に対する漏給の排除その他濫給防止に努力した結果従来市町村に於いて処理していた当時より三〇八名の減少を見ている。なお訪問記録等の検閲各担当者間の均衡に格別留意している点は結構である。
- 二 授産場の事務費決定に当つては一層慎重を期し適正を期すると共に施設の運営助長に留意されたい。
- 三 国民健康保険制度の活動状況は漸く七ヶ町村に過ぎ

す、殆んどが休止又は廃止している現状は遺憾である。当所としてもこれが再建についてはあらゆる機会をとらえ啓蒙に努めているようであるが、果と連れ、いして一層の努力を望む。

四 母子相談の基盤となる実態調査を町村厚生主任の相談及び処理状況として毎月提出せしめていたが、たゞ計数的資料であり詳細が判明できないのでこれが改善することを必要と認めた。なお相談員は日々変化する実態を的確に把握し適時適切な措置を講じることが肝要である。

五 青少年不良化防止対策については他の事務所とは異なつた特殊地域を管内に有し、これが対策につき一般社会の注目の的となつていながら僅少予算のため充分なる対策が講じ得られない実情にあるので、当所としても苦心し逐次実行に移しつつあるが、主管当局としても何等かの援助をなすべきである。

経済課関係

一 米販提供業者登録手数料を申請受理のつ度係員が受

取り仮領收証を発行し後日相当件数を纏め引継しているが手持期間が長い。又、二十六年受理件数一二五件内二件を二十七年で測定収入しているが、年度区分を誤つたものと認めた。なお漁船登録手数料一、三〇〇円を申請書と同時に係員が受取り認可が本庁のため現金を送付し本課係員の預り証を受けているが考究の上改善すべきであろう。

二 狩獵免許状下附手数料として徴収した代金を係で手持して二月になつて一括財務課に払込んでいるが、長期保管することなくそのつ度払込むよう注意されたい。なお二十六年収入とすべき五月徴収の手数料を二十五年収入として決算しているものがあった。

三 町村農業協同組合の常例指導並びに会計検査は管内四十六組合の内県と共同して七組合、地方事務所主体で一一組合を実施した程度で今後一層の努力が肝要である。

四 農業共済に対する当所の指導監督が消極的であつて、たゞ評価委員としての資格において個々の事項の検討

に留まつていることは検討を要する。一般に農業共済関係の指導監督組織に考究を要する点を認めるので、県単位及び郡単位で夫々検証し得る組織に改めることが肝要である。

五 当所の耕地事業は二十三年水害復旧三ヶ所、二十四年水害六ヶ所、二十五年水害一ヶ所、二十五年旱魃三ヶ所、二十六年水害四ヶ所及び積雪寒冷單作地帯振興事業十ヶ所並びに單県事業として積雪土地改良事業三ヶ所、小規模土地改良事業六ヶ所、計四十七ヶ所を概む順調に施工しているものと認められた。

六 民有林補助申請書、終了届、検査書等は莫大な簿冊となつてはいるが、編綴が雑然としてはいるので注意されたい。

財務課関係

一 各税目を通じ滞納処分執行停止を行つた人員は四五四人あり、右に対する滞納税額を測定減額しているが(欠損処分としてこれを取消し停止処分としてはいるものもある)復活の上整理簿に記帳整理すべきである。

なお復活処理方法について県の統一した方針を示すよう主管課に於いて留意されたい。

二 県税の賦課に当り人員の不足を生じていると認めるので、県において早急に考究すべきである。即ち、法人事業税の賦課担当者は一名であるが、法人の増加に伴い事務量の負担が過重しており処理の公正適確を期する上に専門的知識経験を有する職員を少くとも一名増置し万全を期すべきではないかと考へるので配置転換その他可能な方法により増員措置されたい。

三 遊興飲食税の申告について更正決定が多いので、適切な申告を勧奨するよう特に留意されたい。当所管内は地利的関係と経費の点等に制約され夜間検税等が比較的困難であり必然的に徴收義務者が積極的納税意識に俟つところが多いので事前の啓蒙指導にも留意を望む。

日野地方事務所

昭和二十七年十二月五、六日 監査
監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況
総務課関係

同 木南貞治

一 管内町村行財政の指導監査は前年度一通り実施した結果に基づき、昭和二十六年度は重点的に抽出監査(五町村)を行つてはいたが、監査方法も平面的な方法を避け、重点的に深く内容を掘り下げて検討する等従来より相当進歩していることは結構である。なお、実施に当り必ず町村監査委員の立会を求めていることは機会を得た措置であるし、記録、報告、復命、事後措置の確認記録等も良好と認められた。今後も管内町村の監査委員に対する指導に重点を置き一層効果を図られたい。

二 町村合併の促進については他郡と同様その準備、啓蒙に努力し、年度内に審議会三回を開催し、知事の諮問に対し同審議会が三月三十一日に答申してはいる状況であるが、この間当所は管内ブロック協議会の設置を勧奨し、これを活用する等して審議促進の円滑化を図つたのは効果的であつた。特に当所管内は地勢的に悪条

件の下にあるので、合併の理非よりも寧ろ交通の整備その他具体的な措置対策が根本問題とも考えられ、既に実施した六・三制学校建築にあつても他郡に例のない全町村に単村立中学校を設置せざるを得なかつた事情等も相当合併阻害の原因ともなつてはいると考へるので、具体的な資料の整備、利害得失の把握、環境整備の計画等充分に整備し、実施に当つては針路を誤らせないよう慎重を期することが肝要である。

三 町村広報活動については本年度一回町村広報主任者の講習を実施しており、広報刊行物は全町村とも発行し、最近は全世帯に配布滲透する程度まで向上しているが、内容指導、利用の増大に今後一層留意されたい。

四 昨年監査に指摘要望したが、当所には現金の一時保管、重要書類等の完全保管金庫がないので是非設置が必要である。

五 出納経理は適正に整理されていたが、支出科目の内実態に即していないものが多い。計画執行により一層効果的に議決趣旨に副うよう考究留意が必要である。

主なるものを示せば

△県職員費 印刷製本費支出の五、〇〇〇、〇〇〇

滞納督促代

△県職員費 通信運搬費支出の二、四五六、〇〇〇

税金告知書発送代

△地方事務所費 交際費支出の五、四〇〇、〇〇〇

所長各課長会議負担金

福祉課関係

一 生活保護費の支給に当つては、詳細なる諸調査をなし支給すべきであつて、特に収入による控除認定については確証を得ることが必要であり、確固たる証拠書類を徴し、異議の申立等最悪事態を考慮し、万全なる措置を講ずべきである。

二 身体障害者手帳交付事務が遅々と進捗しないようである。管内該当推定数一五〇名に対し、二十六年年度迄に六六名交付して実情であり、八四名が未交付となつているが、その趣旨の普及が不徹底のように思はれるので一層の努力を切望する。

経済課関係

一 農業振興食糧増産関係が事務事業推進については、当所を中心に管内農業改良普及事務所、食糧事務所、経済連支所、共済連根雨支部等で農業推進協議会を結成し、年間十数回連絡協議研究会を開催し、計画並びに指導の円滑、効率化を図つており結構と認められた。しかし経費が全然ないので当局の考慮を望む。

二 山間農業を中心とした試験研究機関を当郡に設置方有望があるので、当局の研究を望むと同時に配慮せられたい。

三 製炭指導講習は緊要と認める。特に本郡には最近木炭技術者に不足をつけているようである。又山間農村の現金収入方途として山葵栽培を推奨しているが此れ又技術指導が必要である。当局の考慮を望む。

四 当所管内の農業協同組合に対する常例監査指導は果と共同し、或いは当所が主体となり八組合を残すのみで殆んど終つてはいるが、再建整備組合に対する指導が不十分であり種々問題を起している組合もあるので、

これら不振組合の指導に一層の配意と努力を望む。

五 農地の交換分合は他所に比し低調である。即ち、目下調査段階にして二十五年年度実施した一四町余りをモデル地区に指定し啓蒙指導、普及に努めているが、今後一層の努力を望む。

六 林木の健全なる撫育のためには、年々の手入状況を一般に周知し、今後の計画を樹立することが必要であるので、県行造林については台帳を作成し林地の状況を常時把握するようにされたい。なお地上権未設定の個所については早急にこれが設定方要望する。

七 くり、たまばちによる被害は年々増加の一途を辿つてはいるが、二十六年年度は何等対策を講じていないので今後この点について留意されたい。

八 当所管内の耕地事業は昭和二十三年水害復旧事業十三ヶ所を始め、二十四年水害九ヶ所、二十五年水害二十一ヶ所および二十五年早魃災害事業一ヶ所、二十六年水害一ヶ所、積雪寒冷単作振興事業八ヶ所ならびに単独果費事業として小規模土地改良事業五ヶ所、積雪

土地改良事業二ヶ所、計六十ヶ所が二十六年度農業土木事業として概ね順調に施工されているものと認められたが、工事に伴う事務検査は細部に亘り実施すべきである。

財務課関係

一 税外収入である各種手数料が係員の仮領收証により申請書と同時に受領され手持保管が長期に亘つてはいる。当所には金庫も備付けてないため間違のもととなるので、正規引継を早期になし遺憾なきを期されたい。

二 臨時興行に係る予納金を係員が受領しており確定迄手持保管しているが外現金として寄託すべきである。また、予納金制度は一部業者のみに実施しているが再検討が必要である。

三 本税のみ完納したものの税外徴收整理状況は不十分と認められた。即ち、二十六年度以前は録記がなく不明になつてはいる。

四 現金出納簿の記帳に当つては徴収員の引継等も明確に記入記録をなすべきである。

東伯地方事務所

昭和二十七年十二月九、十日監査

監査委員 岸本 政嘉

同 木南 貞治

監査概況

総務課関係

一 昭和二十六年度に於ける当所の管内町村指導監査状況をみるに、僅か三ヶ村を実施したに過ぎず前年度同様極めて低調である。また当管内には法定の財政事情公表を行つていない町村が多く、その他町村行財政事務の改善を要する事項について積極的指導助言をなすべきであるが、概括的に見て昭和二十六年度の成績は良くない。尤も最近に至り全町村の指導監査実施を目標として一応の見透しをつけているようであり結構であるが、地方事務所が行う指導監査の効果を恒久化するためには町村監査委員の指導研修によつて自主的な運営管理を行わせることが効率的と考へるので究究された。

二 町村合併促進については、本年度は準備期間であり審議会を二回開催したに過ぎないが、当所の会議運営並びに事務処理は良好である。然し乍ら町村合併事務は相当複雑困難であるにも拘らず(当所に限らず全般)予算が過少のため一般の概定経費を充用している実情にあるので県当局の処善を望む。

三 町村広報活動促進については、町村広報主任者会議を中心とし教育委員会支所と連携、いして一応成功しているようであつて、町村広報機関紙の刊行成績は良好であるが、前述のように町村行財政運営の実情から見ると必ずしも内容的に充実していると認め難いので、單なる広報の爲の広報に終ることなく住民の自治に対する自覚昂揚のためにこれを一層有効に活用させるよう指導されたい。

四 当所に対する令達予算は、事業費については関係課に配当し、共通の庁用経費については当課に保留してそれぞれ経理しているが、この措置は妥当と認める。

福祉課関係

一 青少年不良化防止対策の一環として全部落に子供会を結成しているが、これが援助措置並びに育成指導を要望すると共に不良化潜在児童早期発見対策につき坎珂される児童の未然防止施策を講ずべきである。

経済課関係

一 昭和二十六年度産米の供出は優秀な成績をもつて十二月二十七日完遂したが、右に対する供出奨励金本年度交付額は三千五百五十三円(年度内未交付額一万四千十円)であつて一方早場米奨励金についてみ

昭和二十六年 産米

一等	二 等	三 等	四 等	五 等	外 計
〇、九%	三、八、三%	四、三、〇%	一、八、三%	〇%	〇、五%
昭和二十七年 産米	〇、一%	三、一%	四、三、七%	五、三、一%	一〇〇%

ると供出数量一、五二一石二斗に対し三五七、二四〇円であつて、昭和二十七年産七八、一六三石一六六分、一五、六四六、九一〇円の状況と比べると数量金額共に本年度は不振であつた。尤もこれは天候その他の事情による検査等級の影響も一応考へられるが、当所の兩年度に於ける等級は次の通りであつて必ずしも右の理由によるものとは謂えない。今後は農家の利益増大について尙一層の留意が肝要と認める。

二 森林土木関係の工事監督は職員不足のため不徹底である。尤もこれは当所に限らず各所とも共通の問題であるので、権限委譲に伴う本庁事務の整理と人員、予算の再配分について慎重に措置するよう本庁関係各課

の考究を望む。
尙工事台帳の整備が不充分と認めるので早急整理されたい。

三 私所有造林事業は補助対象として適確のものうち、

予算に制約されて年度内に補助金を交付できないものが従来約八十町歩程度もあつたが、昭和二十六年度は現地調査の徹底を図つた結果(従来の抽出調査を改め悉皆調査を実施)翌年度廻し皆無となつてゐるのは結構である。

四 県行造林の手入(下刈)を一月乃至二月の間に行ひ五万八千二百円支出しているが、雪中に於いて作業させるような非能率的な方法を改め適期に行うべきである。

五 無畜農家解消事業で管内は該当農家約二、五〇〇戸(内開拓地二割を含む)あり、県有牛四〇頭が導入されている外解消事業として二十六年期末迄に一般農家三七頭、開拓農家二五頭が共に導入されているがなお二、三八〇余頭が不足しているので、これが解消の推進方を図り農家経済の安定を図るべく努力を望む。

六 当所の耕地事業は昭和二十三年水害復旧二ヶ所、昭和二十四年水害五ヶ所、昭和二十五年水害九ヶ所、同年旱害一ヶ所、昭和二十六年水害三ヶ所及び積雪寒

冷單作地帯事業一七ヶ所並びに単果事業として積雪土地改良事業四ヶ所、計六六ヶ所を掌理しているが、概ね良好に施工しているものと認めた。

七 耕地事業の竣工検査に伴う復命書を見ると、該当町村主任者を招集し一括検査を実施しているようであるが、工事施工町村に出掛け当該工事に対する一切の關係書類及び現地を嚴重に検査することが望ましい。

八 觀光宣傳を分掌しているも経費は全然なく名目的委譲である。又これに対し主管課より何らの通知なく、当所としても独自の構想施策もたてず傍観している。主管課と連携し、強力に推進するよう配意を望む。

九 当所管内には再建整備法による組合が一二組合(單位九、郡単連三)あり二十六年奨励金及び利子、補給金を一、八七二千元交付し自立を図つているが、定例的な指導検査の外随時指導が肝要と思われるので積極的指導を望む。尙、これが係員は一名のようであるので増員方考慮されたい。

一〇 当所農地開拓係は竹田地区外一〇地区を包含した

一大計画のもとに事業を進めているが、これ等の計画が一年々々変更となるので、各地方事務所とも困るようである。而し本課の割当によつて事業を順調に施工している。尙、昭和二十六年末総買収面積一、五二一町五反三畝三步(登記完了)に対し売渡しは漸く五五二町八反七畝一四歩で三六、三三%で早急売渡しを望ましく。

財務課関係

一 第二種事業税の賦課に当つては前年度以來地方税法の運用に慎重を期しているが、右に対しては果下統一した方針により処理することが望ましいので本庁主管課に於いて研究の上善処されたい。

二 昭和二十六年に於ける過誤納税額は七九件八万一千四十四円であるが、この内年度内に歳入下戻又は減額充当によつて七〇件六万九千八百十五円還付し、九件一万一千二百二十九円を測定外測定として整理の上翌年度に還付(この際測定減額)している状況であるが、事務上妥当と考える。而し各所を通じ過誤納の整

理になお検討の余地を認める(各所とも処理方法が区々であつて測定外測定としているもの、過誤納科目に追加測定しているもの、測定せず自然増収としているもの等がある)ので果において充分研究の上事務の統一をはかられたい。

三 当所管内に於ける果税滞納処分執行停止件数は延三二一件(実人員一五五人)、税額八十七万五千九百七十一円五十銭であるが、測定復活及び簿冊の整理状況は良好と認められた。

四 遊興飲食税の測定額は合計二千六百一万六千四百三十三円余であつて、この内申告是認は約二分の一弱に過ぎず更正決定による課税額が半額以上に及んでいる状況である。当所は果下全般に対する合同調査の結果に基き管内の権衡保持に留意しているようであるが、申告不振の現状から見て強力な勸奨措置が必要と認められるので当該業者の指導に一層努力を望む。

五 団体による観劇、マージャン、撞球等に使用する入場料金、領収書綴については現在出納を行つていない

ので、在庫冊数及び払出状況が不明であるので受払簿を作成し出納の明確を期すべきである。又、これが業者の使用状況についても一般入場券と同様の取扱をなし交付後の使用状況も明確にすることが脱税防止の一助ともなるので考究を望む。

六 入場券の検税については口頭により復命をなしているが検税は納税申告の正否を裏付けする資料ともなるので復命書を徴しておくべきである。特に臨時興行に於ては賦課額に対する異議の申立による紛争も予想されるので、検税結果の確認については嚴重を期するよう留意されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町

印

所

縣 所